

告 示

埼玉県告示第三百十六号

平成十三年埼玉県告示第五百三十二号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。